

地方整備局委託設計業務等調査検査事務処理要領

建設省厚契第 31 号

平成 11 年 4 月 1 日

最終改正 令和 3 年 3 月 31 日 国会公契第 67 号

第 1 章 総則

(通則)

第 1 地方整備局の所掌する設計業務等の委託契約（土木設計業務等委託契約及び建築設計業務委託契約をいう。以下同じ。）の履行の調査及び検査の実施に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号。以下「規則」という。）、国土交通省所管会計事務取扱規則（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 60 号。以下「国交省規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(調査及び検査の実施の細目)

第 2 部局長（地方整備局の長をいう。以下同じ。）は、法第 29 条の 11 第 1 項の規定及び国交省規則第 39 条第 1 項の規定に準じて行う設計業務等の委託契約の適正な履行を確保するため必要な調査（以下「調査」という。）並びに法第 29 条の 11 第 2 項に規定する契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う設計業務等の既済部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「検査」という。）の実施についての細目を定めるときは、次章及び第 3 章によるものとする。

第 2 章 調査

(調査の体制)

第 3 調査は、支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官（以下「本官」という。）が締結した設計業務等の委託契約（以下「本官契約」という。）にあつては当該本官以外の調査職員（規則第 18 条第 1 項に規定する調査職員に準ずるものをいう。以下同じ。）が、分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官（以下「分任官」という。）が締結した設計業務等の委託契約（以下「分任官契約」という。）にあつては調査職員が行うものとする。

2 分任官契約の調査を行なう場合において、調査に係る設計業務等の規模、調査に必要な技術の程度その他技術的な理由（以下「技術的条件」という。）を勘案し分任官が自ら調査を行う必要がないと認めるときは、当該分任官以外の調査職員のみにより調査を行なうことができるものとする。

(調査業務の分類)

第 4 調査業務は、総括調査業務、主任調査業務及び一般調査業務に分類するものと

し、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとするものとする。

一 総括調査業務

- イ 土木設計業務等委託契約書（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）又は建築設計業務委託契約書（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号）に基づく契約担当官等の権限とされる事項のうち契約担当官等が必要と認めて委任したものの処理
- ロ 発注者の意図する成果物を完成させるための契約の相手方に対する業務に関する指示で重要なものの処理
- ハ 契約図書（契約書及び土木設計業務等委託契約における設計図書（以下「設計図書」という。）又は建築設計業務委託契約における設計仕様書（以下「設計仕様書」という。）をいう。以下同じ。）の記載内容に関する契約の相手方の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答で重要なものの処理
- ニ 契約の履行に関する契約の相手方との協議で重要なものの処理
- ホ 関連するその他の業務との工程等に関する調整で重要なものの処理
- ヘ 業務の内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約担当官等（法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に対する報告
- ト 主任調査業務及び一般調査業務を担当する調査職員の指揮調査並びに調査業務の掌理

二 主任調査業務

- イ 発注者の意図する成果物を完成させるための契約の相手方に対する業務に関する指示（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理
- ロ 契約図書の記載内容に関する契約の相手方の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理
- ハ 契約の履行に関する契約の相手方との協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理
- ニ 業務の進捗状況の確認、設計図書又は設計仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理
- ホ 関連するその他の業務との工程等に関する調整（重要なものを除く。）
- ヘ 業務の内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の総括調査業務を担当する調査職員に対する報告
- ト 一般調査業務を担当する調査職員の指揮監督並びに主任調査業務及び一般調査業務の掌理

三 一般調査業務

- イ 発注者の意図する成果物を完成させるための契約の相手方に対する業務に関する指示で軽易なものの処理
- ロ 契約図書の記載内容に関する契約の相手方の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答で軽易なものの処理
- ハ 契約の履行に関する契約の相手方との協議で軽易なものの処理

- ニ 業務の進捗状況の確認、設計図書又は設計仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く。）
- ホ 業務の内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の主任調査業務を担当する調査職員に対する報告
- へ 第6第5項又は第6項の規定により任命された調査員にあっては、第6第8項の規定により任命された調査員の指揮監督及び一般調査業務の掌理

（調査職員の担当業務等）

- 第5 本官契約又は分任官契約の調査を行なう調査職員は、総括調査員、主任調査員及び調査員とし、それぞれ総括調査業務、主任調査業務及び一般調査業務を担当するものとする。
- 2 技術的条件を勘案し必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、総括調査員、総括調査員及び主任調査員又は調査員（主任調査員が置かれている場合に限る。）をそれぞれ置かないことができるものとし、総括調査員を置かない場合における主任調査員は総括調査業務を、総括調査員及び主任調査員を置かない場合における調査員は総括調査業務及び主任調査業務を、調査員を置かない場合における主任調査員は一般調査業務を、それぞれあわせて担当するものとする。
- 3 2以上の分野を含む設計業務等の調査を行う場合は、各分野に調査職員を置くものとする。ただし、技術的条件を勘案し必要がないと認められるときは、1名の調査職員が2以上の分野の調査を担当することができるものとする。

（調査職員の任命基準等）

- 第6 本官契約の総括調査員は、営繕工事（事業費をもってする営繕工事を除く。以下同じ。）以外に係る設計業務等にあつては当該設計業務等を所掌する地方整備局の本局（以下「本局」という。）の出張所（以下「所掌事務所」という。）の長、又は本局の当該設計業務等を担当する課（以下「所掌課」という。）の課長若しくは建設専門官を、営繕工事に係る設計業務にあつては本局の所掌課の課長、課長補佐又は営繕設計官等（営繕設計官、営繕設計審査官又は営繕監督官をいう。以下同じ。）を任命するものとする。
- 2 分任官契約の総括調査員は、当該分任官が自らこれにあたるものとする。ただし、第3第2項の規定に基づき、分任官以外の調査職員のみにより調査を行なう場合においては、所掌事務所の設計業務等を担当する副所長を任命するものとする。
- 3 本官契約の主任調査員は、営繕工事以外に係る設計業務等にあつては所掌事務所の所掌課の課長、又は本局の所掌課の設計業務等を担当する課長補佐を、営繕工事に係る設計業務にあつては本局の所掌課の課長、建設専門官又は建設監督官を任命するものとする。
- 4 分任官契約の主任調査員は、所掌事務所の所掌課の課長、建設専門官又は建設監督官を任命するものとする。
- 5 本官契約の調査員は、営繕工事以外に係る設計業務等にあつては所掌事務所の設計

業務等を担当する係長又は本局の所掌課の設計業務等を担当する係長を、営繕工事に係る設計業務にあつては本局の所掌課の設計業務を担当する係長を任命するものとする。

- 6 分任官契約の調査員は、所掌事務所の設計業務等を担当する係長を任命するものとする。
- 7 技術的条件及び設計業務等を所掌する組織における職員の配置状況により第3項、第4項、第5項又は前項の規定によることが困難であると認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該技術的条件を勘案し、調査を厳正かつ的確に行なうことができるものと認められる者（以下「調査適任者」という。）を任命することができるものとする。
- 8 技術的条件を勘案し特に必要があると認められるときは、当該技術的条件応じ、第5項、第6項又は前項の規定によるほか、第5項又は第6項の規定にかかわらず、さらに、調査適任者を調査員に任命することができるものとする。

（分任官が調査を委託する場合の承認）

第7 分任官は、令第101条の8の規定に準じて国の職員以外の者に委託して調査を行なわせようとする場合は、あらかじめ、部局長の承認を受けなければならないものとする。

（調査委託契約書の作成）

第8 令第101条の8の規定に準じて国の職員以外の者への調査の委託は、設計業務等の内容、第11に規定する調査の技術的基準及び第12の規定を勘案し、調査の方法、契約担当官等に連絡し、又は報告すべき事項その他必要な事項を記載した契約書を作成して行なわなければならないものとする。

（調査職員の任命）

第9 調査職員の任命は、設計業務等の委託契約ごとに行なうものとする。

（契約の相手方への通知）

第10 契約担当官等は、調査職員又は令第101条の8の規定に準じて調査を委託した国の職員以外の者の官職又は氏名を、設計業務等の委託契約ごとに、遅滞なく、別記様式第1による調査職員通知書により、契約の相手方に通知するものとする。これらの者に変更があつた場合も同様とする。

（調査の技術的基準）

第11 調査職員が調査を行なうにあつて必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

（調査に関する図書）

第12 調査職員は、次の各号に掲げる図書（契約の相手方から提出された図書を含

む。)をそれぞれの担当事務に応じて作成し、及び整理して調査の経緯を明らかにするものとする。

- 一 設計業務等の実施状況を記載した図書
- 二 契約の履行に関する協議事項（軽易なものを除く。）を記載した書類
- 三 その他調査に関する図書

第3章 検査

(検査の種類)

第13 検査の種類は、次に掲げるとおりとするものとする。

- 一 完成検査 設計業務等の完了を確認するための検査
- 二 既済部分検査 設計業務等の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において、設計業務等の既済部分（性質上可分の設計業務等の完成部分を含む。以下同じ。）を確認するための検査

(検査の体制)

第14 検査は、原則として、本官契約にあっては当該本官以外の検査職員（規則第20条第1項に規定する検査職員をいう。以下同じ。）が、分任官契約にあっては分任官が自ら行うものとする。

- 2 分任官契約について、特別の技術を要する検査であるとき、同一の時期に多数の検査が競合するときその他分任官が自ら検査を行うことが困難又は不相当と認められる特別の理由があるときは、分任官及びその他の検査職員又は分任官以外の検査職員のみにより検査を行なうことができるものとする。
- 3 2人以上の検査職員により検査を行う場合において、必要があるときは、それぞれの検査職員の検査の対象を設計業務等の分野等により定め、又は他の検査職員を指揮調査して検査を行い、その結果を総括する検査職員を定めることができるものとする。

(検査職員の任命基準)

第15 本官契約の検査職員は、本局の所掌課の課長又は課長補佐を任命するものとする。

- 2 本官契約の検査を行う場合において、特別の技術を要する検査であるとき、同一の時期に多数の検査が競合するとき又は前項各号に掲げる者に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、検査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者（以下「検査適任者」という。）を検査職員に任命することができるものとする。
- 3 第14第2項の規定により検査職員により検査を行うときは、検査適任者を検査職員に任命するものとする。

(検査職員の任命)

第16 検査職員の任命は、検査ごとに行うものとする。

(調査の職務と検査の職務の兼職)

第 17 令第 101 条の 7 の特別な必要がある場合に準じ、検査職員及び調査職員の職務を兼ねることができる場合は、次の各号の一に該当する検査を行う場合とするものとする。

- 一 検査を行うために特別の技術を要するため、調査職員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- 二 工事予定地等において行われる調査業務が含まれる場合において、検査の時期における災害その他異常な事態の発生によって検査を行う調査現場への交通が著しく困難であるため調査職員以外の職員により行うことが著しく困難な検査

(検査の技術的基準)

第 18 検査職員が検査を行なうにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

(検査調書)

第 19 検査職員が検査を行った結果給付が完了していることを確認した場合に作成する設計業務等検査調書は、別記様式第 2 によるものとする。

- 2 検査職員が検査を行った結果、給付が設計業務等の委託契約の内容に適合しないことを確認した場合は、別記様式第 3 による設計業務等検査調書を作成するものとする。

年 月 日

契約の相手方

商号又は名称

代 表 者

殿

契約担当官等名

官職氏名

調査職員通知書

年 月 日付けをもって委託契約を締結した次の設計業務等について、
土木設計業務等委託契約書第 9 条第 1 項
建築設計業務委託契約書第 15 条第 1 項 の規定に基づき、下記のとおり調査職員を通知する。

委託業務の名称

履 行 場 所

記

総括調査員 (氏名)

主任調査員 (氏名)

調 査 員 (氏名)

設計業務等検査調書

検査の種類 完了検査

1 委託業務の名称	
2 履行場所	
3 履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 業務委託料	
5 契約の相手方	
6 完了年月日	年 月 日
7 検査年月日	年 月 日

土木設計業務等委託契約書、設計図書
上記の業務は、建築設計業務委託契約書、設計業務委託仕様書その他の関係
図書に基づき完了検査を行った結果、これらのおり完了したことを確認す
る。

年 月 日

検査職員
官職氏名

記載要領

- 2人以上の検査職員により検査を行なう場合において、総括検査職員（検査の結果を総括する検査職員をいう。以下同じ。）が定められたときは、総括検査職員及びそれ以外の検査職員の別を明示して記名すること。
- 検査を行う場合において、当該検査の対象を設計業務等の分野等により分割して検査を行ったときは、それぞれの検査職員が担当した分野等名を記載した内訳書を添付すること。

設計業務等検査調書 (完済部分検査)

検査の種類 既済部分検査 (第 回)

1 委託業務の名称	
2 履行場所	
3 履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 業務委託料	
5 契約の相手方	
6 完済部分の完成年月日	年 月 日
7 検査年月日	年 月 日
8 完済部分の表示	

土木設計業務等委託契約書、設計図書
 上記の工事は、建築設計業務委託契約書、設計業務委託仕様書その他の関係
 図書に基づき、既済部分検査を行った結果別紙内訳書のとおり金 円也
 の完済部分があったことを確認する。

年 月 日

検査職員
 官職氏名

記載要領

- 2人以上の検査職員により検査を行う場合において、総括検査職員（検査の結果を総括する検査職員をいう。以下同じ。）が定められたときは、総括検査職員及びそれ以外の検査職員の別を明示して記名すること。
- 内訳書には、業務の内容、業務委託料並びに完済部分の内容及び業務委託料相当額の内訳を記載すること。
- 検査を行う場合において、当該検査の対象を設計業務等の分野等により分割して検査を行ったときは、それぞれの検査職員が担当した分野等名を記載した内訳書を添付すること。

設計業務等検査調書

検査の種類 既済部分検査 (第 回)

1 委託業務の名称	
2 履行場所	
3 履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 業務委託料	
5 契約の相手方	
6 検査年月日	年 月 日

土木設計業務等委託契約書、設計図書
 上記の工事は、建築設計業務委託契約書、設計業務委託仕様書その他の関係
 図書に基づき、既済部分検査を行った結果、別紙内訳書のとおり金 円也
 の既済部分があったことを確認する。

年 月 日

検査職員
官職氏名

記載要領

- 2人以上の検査職員により検査を行う場合において、総括検査職員（検査の結果を総括する検査職員をいう。以下同じ。）が定められたときは、総括検査職員及びそれ以外の検査職員の別を明示して記名すること。
- 内訳書には、業務の内容、業務委託料並びに既済部分の内容及び業務委託料相当額の内訳を記載すること。
- 検査を行う場合において、当該検査の対象を設計業務等の分野等により分割して検査を行ったときは、それぞれの検査職員が担当した分野等名を記載した内訳書を添付すること。

設計業務等検査調書

検査の種類

1 委託業務の名称	
2 履行場所	
3 履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 業務委託料	
5 契約の相手方	
6 検査年月日	年 月 日

上記の設計業務等について検査を行った結果、下記のとおりその給付が設計業務等の委託契約の内容に適合しないものであると認める。

記

- 1 理由
- 2 その措置についての意見

年 月 日

検査職員
官職氏名

記載要領

- 1 2人以上の検査職員により検査を行う場合において、総括検査職員（検査の結果を総括する検査職員をいう。以下同じ。）が定められたときは、総括検査職員及びそれ以外の検査職員の別を明示して記名すること。
- 2 検査を行う場合において、当該検査の対象を設計業務等の分野等により分割して検査を行ったときは、それぞれの検査職員が担当した分野等名を記載した内訳書を添付すること。